

たたき台に対する各班の意見<第 14 回会議>

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例

私たちの庄内町は、霊峰月山の頂と清流立谷沢川をはじめとする美しい自然と、先人の努力の賜である豊かな田園に恵まれ、それぞれの地域に根付く魅力ある文化を育んできたすてきな町です。

私たちは、この素晴らしい庄内町を未来の子どもたちにつないでいくため、これからもこの町に暮らし続け、自らが町の将来に責任を持って行動し、地域のつながりを深め、町民誰もが幸せを感じられる町にしていかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、常にまちづくりを意識しながら、課題の解決に取り組むことが大切です。

私たちは、みんなで行動し成長し続ける町をつくるために、町民と町、町議会等が互いに力を合わせて進めるまちづくりの一番の約束事として、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例（以下「ルール」という。）は、町民、町及び町議会などみんなが力を合わせて取り組むまちづくりの考え方や仕組みを定め、誰もが幸せを感じられる町の実現を目指すものです。

(条例の位置付け)

第 2 条 町民、町及び町議会は、このルールを最大限に尊重してまちづくりを進めます。

(基本原則)

第 3 条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしましたまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を共有し、お互いの信頼関係に基づくまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと躍動するまちづくり
- (3) 人と人との絆を深め、自らの地域は自らがつくる、みんなが主役となるまちづくり

(定義)

第 4 条 このルールにおける用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれる町をつくり続ける活動をいいます。
- (2) 町民 次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - イ 町内に住所がある人
 - ロ 町内に働いている人又は学んでいる人
 - ハ 町内に住所がある事業を行うもの（以下「事業者」という。）
 - ニ まちづくりを行っているもの又は行う意思のあるもの
- (3) 地域コミュニティ 町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等基礎的な近隣社会をいいます。
- (4) 参画と協働 町民、町及び町議会が、まちづくりを進めるため、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え力をあわせることをいいます。

第 2 章 町民の役割等

(町民の基本姿勢と役割)

第 5 条 町民は、まちづくりの担い手として、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに関わります。

2 町民は、世代間の垣根なく、つながりを大切にして、未来に誇りを持ち続けられる町を築くよう努めます。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、町民の一員として、参画と協働のまちづくりに積極的に関わるよう努めます。

(地域コミュニティ)

第 7 条 町民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域コミュニティを築き、守

C 班：前文

「すてきな町」を削除しても、充分伝わるのではないだろうか。

A 班：第 4 条（定義）

町民の定義から、事業者を除き、事業者の定義を別に起こす。
※第 6 条事業者の役割として、「町民の一員として」としているため、条文の整合性から事業者は別にした方がよい。

A 班：第 6 条（事業者の役割）

第 4 条の定義に事業者を含めたままにするのであれば、（事業者の役割）は不要

り育てるよう努めます。

- 2 地域コミュニティは、地域住民の交流機会をつくり、自ら課題の解決に努めます。
- 3 町は、地域コミュニティの個性と自立性を尊重しつつ、活動の促進や課題解決に必要な支援を行います。

第3章 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

第8条 町は、関係法令や条例（以下「法令等」という。）、町議会の議決等に基づき、町の仕事を適正に管理、執行するとともに、総合的かつ計画的に町を経営しなければなりません。

- 2 町は、町民の活躍や自然環境、文化等の地域資源を有効活用できる環境を整備し、参画と協働を進めなければなりません。
- 3 町は、専門的な知識と技術（以下「知識等」という。）を有し、課題への的確な対応能力を備えた町職員を育成するため、必要な措置を講じなければなりません。

(町長の役割)

第9条 町長は、町の将来展望を描き誠実に町の経営にあたり、参画と協働のまちづくりを進めなければなりません。

- 2 町長は、多様化した課題に対応したまちづくりを行うため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。

- 2 町職員は、常に向上意識を持ち、知識等の能力開発を積極的に行い、法令等を守り知識等を活かし、創意工夫に努めなければなりません。
- 3 町職員は、自らも地域コミュニティの一員として、一緒に活動するよう努めなければなりません。

第4章 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

第11条 町議会は、法令等を守り、このルールや庄内町議会基本条例に基づき、町民参加を促し、町民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

- 2 町議会は、町民の意見が反映された町の経営が行われているか、調査及び監視を常に行なわなければなりません。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、常に向上意識を持ち、町全体の利益を考える公人として、町民の考えを把握し、町の仕事に反映させるよう活動しなければなりません。

第5章 情報共有

(情報共有の基本)

第13条 町民、町及び町議会は、参画と協働によるまちづくりをお互いの信頼関係のもと、それぞれが持つ情報を共有し合わなければなりません。

(情報共有の進め方)

第14条 町及び町議会は、適切な時期と方法により、的確に分かりやすく情報を発信及び公開するよう努めます。

- 2 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に提供するよう努めるものとします。

(説明責任)

第15条 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を説明しなければなりません。

(個人情報の保護)

第16条 町及び町議会は、情報の共有に当たっては、個人情報を保護しなければなりません。

第6章 人材育成と活用

(まちづくりの担い手の育成)

第17条 町民、町及び町議会は、まちづくりの担い手を育成するため、自主的に学び活動できる機会の提供や環境の整備に努めます。

B班：第8条(町の役割)

第2項「町民の活躍や自然環境、文化等」を「町民が活躍できる環境、自然環境と文化等」とする。

B班：第10条(町職員の役割)

第2項「法令等を守り知識等を活かし」の「知識等を活かし」を削除。

C班：第12条(町議員の役割)

「町議員は、常に向上意識を持ち、町全体の利益を考える町民の代表として、町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。」とする。

A班：第14条(情報共有の進め方)

第3項を設け、「情報共有の仕組みづくり」の内容をうたう。
※町民に分かりやすく、情報のキャッチボールができるようにするため

(子どもの育成)

第18条 町民、町及び町議会は、保護者、地域コミュニティ、関係機関等と連携し、まちづくりの未来の担い手として地域に対する愛着心を持った子どもに育てる取り組みを進めます。

(多様な人材の活用)

第19条 町民、町及び町議会は、町民の個性や特長を活かす仕組みをつくり、機会の提供や環境の整備に努めます。

2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

(地域資源の活用)

第20条 町民、町及び町議会は、自然環境や文化等の地域資源を守り、未来につながる取り組みを行うとともに、まちづくりへの活用を進めます。

第7章 参画と協働

(参画と協働の基本)

第21条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を持つとともに、お互いを尊重し合い、連携して行動します。

2 町及び町議会は、町の仕事への参画と協働の機会の保障と町民の意見を反映させる体制の整備に努めます。

3 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい、参画と協働の環境を整備するものとします。

(町民のまちづくりの推進)

第22条 町民は、交流と仲間づくりを進め、様々な分野で連携してまちづくりを進め、町の活力をつくるよう努めます。

2 町は、町民主体の様々なまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

(提案、意見等)

第23条 町及び町議会は、町の仕事に対する町民から提案、意見等(以下「提案等」という。)について、町民が意見を表明しやすい環境をつくるよう努めます。

2 町及び議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答します。

(審議会等)

第24条 町は、審議会、その他の附属機関及びこれに類する機関等の委員を選任するにあたり、性別、年代等に配慮するとともに、町民から公募するよう努めるものとします。

2 町及び町議会は、審議会等の会議を、原則として公開するものとします。

(意見聴取)

第25条 町は、重要な施策等の実施にあたっては、意見の反映が可能な段階で内容等を公表して、町民の意見を聴取するよう努めます。

2 町は、聴取した意見について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、その内容を公表するよう努めます。

第8章 町民投票

(町民投票制度)

第26条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 町は、町民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じ、町議会の議決を経て条例で定めます。

B班：第18条(子どもの育成)

「地域に対する愛着心」を「地域への愛着心」とする。

B班：第19条(多様な人材の活用)

「機会の提供や環境の整備に」を削除し、その箇所に「多様な人材の活用に」を入れる。

C班：第21条(参画と協働の基本)

「第1項～～行動します」「第2項～～努めます」「第3項～～整備するもの」とします」正確なニュアンスとして伝えなければならない。

C班：第23条(提案、意見等)

項を追加し、「町民は、言いつばなしにならない誠実な提案をする」旨の条項を盛り込む。

A班：第26条(町民投票制度)

(住民投票制度)として、個別型Bとする。例えば、年齢要件を18歳とするなど。
※投票する権利は、庄内町に住所を有する者のみが持つべき。町民を広く定義するので、区別が必要。また、高校を卒業する年齢以上とするなど年齢要件をあげるべき。

B班：第26条(町民投票制度)

町民の資格をだれが把握するのか?

C班：第26条(町民投票制度)

住民投票と表記し、この条例でいう町民とは一線を画すべき。

第9章 連携と交流

(町出身者や町外の人々等との連携と交流)

第27条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者や町に関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めるよう努めます。

(他の自治体等との連携)

第28条 町民、町及び町議会は、他の自治体、国及び関係団体等との連携を進め、共通する課題の解決を図ります。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第29条 町は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうか見直しを行うものとします。

2 前項に規定する見直しは、参画と協働の下で行われなければなりません。

第11章 委任

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

A班：第29条（条例の見直し）

「必要に応じて」⇒「継続的に」とした上で、第1項で、町が「調査、分析、検証」を行い、第2項で第1項に基づき、町民参画のもと「見直し」を行うこととする。